の（3）に基づき、適切な配慮がされていること。特に、図書の内容と「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと［やり取り］」、「話すこと［発表］」、「書くこと」の五つの領域別の目標との関係が明示されていること。

（2）　小学校学習指導要領第２章第10節の第２「各言語の目標及び内容等」の２「内容」の（1）のウの（ア）及び中学校学習指導要領第２章第９節の第２「各言語の目標及び内容等」の２「内容」の（1）のウの（ア）については、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと[やり取り]」、「話すこと[発表]」、「書くこと」の五つの領域別の目標を達成するために必要となる語を言語活動と効果的に関連付けて取り上げており、実際のコミュニケーションにおいて活用できるよう適切な配慮がされていること。

（3）　小学校学習指導要領第２章第10節の第２「各言語の目標及び内容等」の２「内容」の（1）のエに示す「文及び文構造」及び中学校学習指導要領第２章第９節の第２「各言語の目標及び内容等」の２「内容」の（1）のエに示す「文、文構造及び文法事項」については、言語活動と効果的に関連付けて取り上げており、用語や用法の指導に偏ることがないよう適切な配慮がされていること。

（4）　図書の内容と一体のものとして、視聴覚教材などが必要とされる場合（図書の内容を音声化したものを参照させるため発行者が管理するウェブページのアドレス又は二次元コードその他のこれに代わるものを図書中に掲載する場合を含む。）は、相互に適切な関連が図られていること。

2　正確性及び表記・表現

（1）　言語表現は、原則としてその外国語の現代慣用によっていること。

【特別の教科】

［道徳科］

1　基本的条件

（1）　小学校学習指導要領第３章の第３「指導計画の作成と内容の取扱い」の３の（1）及び中学校学習指導要領第３章の第３「指導計画の作成と内容の取扱い」の３の（1）に示す題材の全てを教材として取り上げていること。

（2）　小学校学習指導要領第３章の第３「指導計画の作成と内容の取扱い」の３の（2）のア及びイ並びに中学校学習指導要領第３章の第３「指導計画の作成と内容の取扱い」の３の（2）のア及びイに照らして適切な教材を取り上げていること。

2　選択・扱い及び構成・排列

（1）　図書の内容全体を通じて、小学校学習指導要領第３章の第３「指導計画の作成と内容の取扱い」の２の（4）及び中学校学習指導要領第３章の第３「指導計画の作成と内容の取扱い」の２の（4）に示す言語活動について適切な配慮がされていること。

（2）　図書の内容全体を通じて、小学校学習指導要領第３章の第３「指導計画の作成と内容の取扱い」の２の（5）及び中学校学習指導要領第３章の第３「指導計画の作成と内容の取扱い」の２の（5）に示す問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な学習について適切な配慮がされていること。

（3）　小学校学習指導要領第３章の第３「指導計画の作成と内容の取扱い」の３の（2）及び中学校学習指導要領第３章の第３「指導計画の作成と内容の取扱い」の３の（2）に照らして取り上げ方に不適切なところはないこと。

特に、多様な見方や考え方のできる事柄を取り上げる場合には、その取り上げ方について特定の見方や考え方に偏った取扱いはされておらず公正であるとともに、児童又は生徒の心身の発達段階に即し、多面的・多角的に考えられるよう適切な配慮がされていること。

（4）　図書の主たる記述と小学校学習指導要領第３章の第２「内容」及び中学校学習指導要領第３章の第２「内容」に示す項目との関係が明示されており、その関係は適切であること。

附　則

1　この告示は平成30年４月１日から施行し、小学校の教科用図書については平成32年度以降の使用に係るもの、中学校の教科用図書については平成33年度以降の使用に係るものの検定から適用する。

2　義務教育諸学校教科用図書検定基準（平成21年文部科学省告示第33号）は、廃止する。ただし、平成31年３月31日までに検定の申請が受理される中学校の教科用図書の検定並びに平成32年３月31日までに訂正の申請が受理される小学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第27号）に基づき編集された教科用図書の訂正及び平成33年３月31日までに訂正の申請が受理される中学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第28号）に基づき編集された教科用図書の訂正については、なお従前の例による。

別表

区　分	表　記　の　基　準
漢　字	（1）　小学校において使用する漢字は、国語科以外の教科においても第３章の［国語科（「書写」を除く。）］の２の（1）の例によることができることとし、その使用法については、「常用漢字表」（平成 22 年内閣告示第 2 号）によること。また、国語科を除き、その学年に配当された漢字がその学年において取り上げられる場合には、少なくとも各冊ごとの初出の際に読み方を示すこと。 （2）　中学校において使用する漢字の範囲及びその使用法については「常用漢字表」によること。ただし、原典をそのまま載せる必要のある場合には、これによらないことができること。この場合においては、少なくとも初出の際に読み方を示すこと。 （3）　固有名詞又は専門的な用語について、やむを得ず（1）又は（2）によらない場合には、少なくとも各冊ごとの初出の際に読み方を示すこと。 （4）　常用漢字の字体については、「常用漢字表」によること。ただ